

## 議案第20号

### 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

次のとおり鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部を変更することについて、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例(平成19年鳥取県条例第12号)第5条において準用する同条例第4条の規定により、本議会の承認を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

鳥取県建設工事等入札制度基本方針(平成19年3月14日制定)を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
<p>第2 適正な競争性の確保</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> <p>1 競争入札に関すること</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲</p>	<p>第2 適正な競争性の確保</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> <p>1 競争入札に関すること</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> <p>○ 略</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>○ 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲</p>

げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
250万円未満	随意契約	無
250万円以上 <u>1</u> 千万円未満	限定公募型指名競争入札（この表において、本店の所在地、施工能力等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたもののの中から知事が別に定める基準に基づき当該入札に参加する者を原則として20以上選定する入札の実施方法をいう。）	<u>有</u>

げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は適切な入札方式を選定することができるものとする。

請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
250万円未満	随意契約	無
250万円以上 <u>3</u> 千万円未満	限定公募型指名競争入札（この表において、本店の所在地、施工能力等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたもののの中から知事が別に定める基準に基づき当該入札に参加する者を原則として20以上選定する入札の実施方法をいう。）	<u>無</u>

<p><u>1千万円以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満</u></p>	<p>制限付一般競争入札</p>	<p>有</p>
<p><u>特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額以上</u></p>	<p>一般競争入札</p>	<p>有</p>

イ及びウ 略

(2) 測量等業務に係るもの

<p><u>3千万円以上24億1千万円未満</u></p>	<p>制限付一般競争入札</p>	<p>有</p>
<p><u>24億1千万円以上</u></p>	<p>一般競争入札</p>	<p>有</p>

イ及びウ 略

(2) 測量等業務に係るもの

○ 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額（測量等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
100万円未満	随意契約	無
100万円以上 <u>500万円</u> 未満	限定公募型指名競争入札（技術者（知事が別に定める資格等を有するものをいう。以下同	<u>有</u>

○ 測量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 測量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額（測量等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。

ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は適切な入札方式を選定することができるものとする。

委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無
100万円未満	随意契約	無
100万円以上 <u>200万円</u> 未満	限定公募型指名競争入札（技術者（知事が別に定める資格等を有するものをいう。以下同	<u>無</u>

	じ。)の保有状況等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたもののの中から知事が別に定める基準に基づき当該入札に参加する者を原則として10以上選定する入札の実施方法をいう。)	
500万円以上 <u>特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的</u>	制限付一般競争入札	有

	じ。)の保有状況等の条件を付して調達を行い、当該調達に係る入札への参加を希望した者で当該条件を満たしたもののの中から知事が別に定める基準に基づき当該入札に参加する者を原則として10以上選定する入札の実施方法をいう。 <u>以下この表において同じ。)</u>	
200万円以上500万円未満	限定公募型指名競争入札	有
500万円以上 <u>2億4千万円未満</u>	制限付一般競争入札	有

サービスの調達 契約に係る基準 額未満		
特例政令第3条 第1項の規定に より総務大臣が 定める特定役務 のうち建築のた めのサービス、 エンジニアリン グ・サービスそ の他の技術的 サービスの調達 契約に係る基準 額以上	一般競争入札	有

イ 略

- 2 入札建設資格に関すること 略
- 3 建設工事の入札参加資格を有する者の施工能力等に係る格付
  - 建設工事の調達に係る健全な競争環境を構築するため、県内建設業者（県内に本店を有するものに限る。）にあっては、建設工事の入札参加資格を有する者が多い発注工種につ

2億4千万円以 上	一般競争入札	有

イ 略

- 2 入札建設資格に関すること 略
- 3 建設工事の入札参加資格を有する者の施工能力等に係る格付
  - 建設工事の調達に係る健全な競争環境を構築するため、県内建設業者（県内に本店を有するものに限る。）にあっては、建設工事の入札参加資格を有する者が多い発注工種につ

いて、当該入札参加資格を有する者の数に応じた格付（経営規模、施工能力等に応じて建設工事の当該入札参加資格を有する者に知事が付す等級をいう。以下同じ。）を設けるものとし、その設定は次により行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 格付の主観点数の加点項目及び減点項目は、次の表のとおりとすること。

区 分	主観点数の項目
加点項目	略
減点項目	略
	資格停止（違法等行為を行った者に対し、知事が別に定めるところにより入札に参加させないこととする措置をいう。）の有無
	略

(5) 略

第5 談合等に対する措置

- 建設業者又は測量等業者が建設工事等の入札に係る違法等行

いて、当該入札参加資格を有する者の数に応じた格付（経営規模、施工能力等に応じて建設工事の当該入札参加資格を有する者に知事が付す等級をいう。以下同じ。）を設けるものとし、その設定は次により行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 格付の主観点数の加点項目及び減点項目は、次の表のとおりとすること。

区 分	主観点数の項目
加点項目	略
減点項目	略
	指名停止（違法等行為を行った者に対し、知事が別に定めるところにより入札に参加させないこととする措置をいう。）の有無
	略

(5) 略

第5 談合等に対する措置

- 建設業者又は測量等業者が建設工事等の入札に係る違法等行



為を行った場合には、36月を上限として、一定の期間建設工事等の入札に参加させないこととするなど、厳格な運用を図るものとする。

第6 この方針の適用等

- 次の表の左欄に掲げる県の機関が発注する建設工事等の入札については、当面の間、同表の右欄に掲げる基本方針の項目等は適用しない。

県の機関	基本方針の項目等
病院局及び警察本部	第2の1に規定する電子入札の適用範囲の拡大に関する部分
教育委員会事務局（本庁組織を除く。）	第2の1に規定する電子入札の適用範囲の拡大に関する部分並びに第3の(1)のウの経営診断の受診指導及びエの施工現場実態調査の実施

- 略
- 略

為を行った場合には、24月を上限として、一定の期間建設工事等の入札に参加させないこととするなど、厳格な運用を図るものとする

第6 この方針の適用等

- この方針は、平成19年4月1日以降に県が発注する建設工事等の入札に対して適用するものとする。
- 次の表の左欄に掲げる県の機関が発注する建設工事等の入札については、当面の間、同表の右欄に掲げる基本方針の項目等は適用しない。

県の機関	基本方針の項目等
企業局、病院局及び警察本部	第2の1に規定する電子入札の適用範囲の拡大に関する部分
教育委員会事務局（本庁組織を除く。）	第2の1に規定する電子入札の適用範囲の拡大に関する部分並びに第3の(1)のウの経営診断の受診指導及びエの施工現場実態調査の実施

- 略
- 略

附 則

この方針は、平成19年4月1日以降に県が発注する建設工事等の  
入札に対して適用するものとする。

附 則

- 1 変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、平成21年8月1日以降に県が発注する建設工事等の入札に対して適用するものとする。
- 2 第2の1の(1)のアに定める限定公募型指名競争入札は、平成21年度においては、請負対象設計金額が1千万円以上のものについて電子入札を適用する。